

みやこ町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

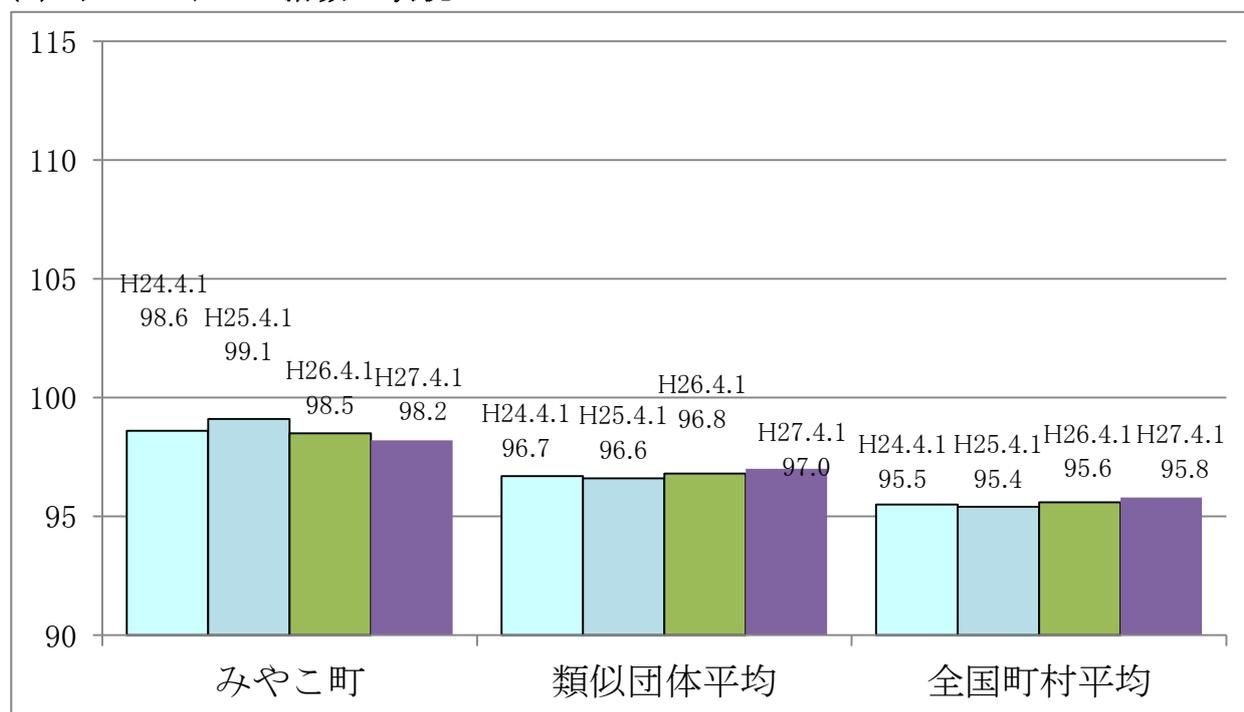
区 分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成25年 度の人件 費率
26年度	人 21,012	千円 11,444,547	千円 782,301	千円 1,562,361	% 13.65	% 14.12

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類団平 均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 167	千円 625,571	千円 146,753	千円 235,764	千円 1,008,088	千円 6,036	千円 5,748

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）

平成27年4月1日

（内容）

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。

激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）みやこ町において2%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の支給割合 (H28.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%
みやこ町の支給割合	0%	2%	2%	2%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6)特記事項

6級55歳以上の者については、1.5%の給料カットを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成27年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
みやこ町	42.6歳	328,500円	401,028円	360,146円
福岡県	43.2歳	333,500円	415,114円	369,375円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
類似団体	41.9歳	313,133円	381,214円	345,081円

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区分		みやこ町	福岡県	国
一般行政職	大学卒	176,700円	180,800円	176,700円
	高校卒	149,000円	146,500円	144,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

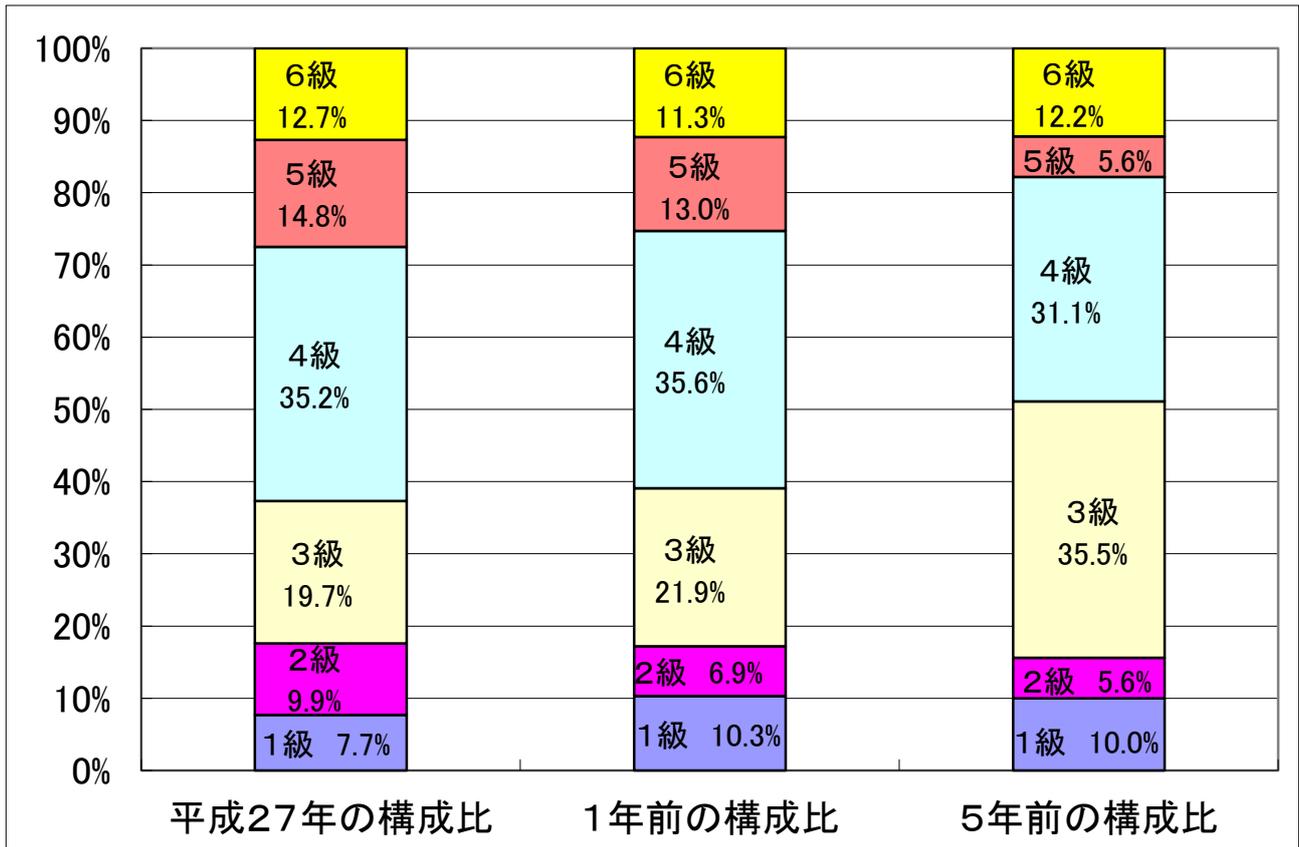
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	244,700 円	313,600円	331,800円	340,300円
	高 校 卒	212,100 円	289,300 円	320,600 円	334,100円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事の職務	11 人	7.7 %	137,600円	244,900円
2 級	主任の職務	14 人	9.9 %	187,700円	301,900円
3 級	主査の職務	28 人	19.7 %	223,900円	347,700円
4 級	係長、主任保育士、 主任主査の職務	50 人	35.2 %	258,300円	378,700円
5 級	課長、課長補佐、保 育所長、主幹の職務	21 人	14.8 %	285,000円	390,700円
6 級	課長、参事の職務	18 人	12.7 %	315,800円	407,900円

- (注) 1 みやこ町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成24年4月1日から人事評価制度を導入しているが、昇給への勤務成績の反映については行っていない。現在検討中。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

みやこ町	福岡県	国
1人当たり平均支給額 (平成26年度) 1,457 千円	1人当たり平均支給額 (平成26年度) 1,568 千円	—
(平成26年度支給割合)	(平成26年度支給割合)	(平成26年度支給割合)
期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分	期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分	期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～15%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 10%～25%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成24年4月1日から人事評価制度は導入しているが、勤務成績への反映は行っていない。平成28年度評価分から平成29年度勤勉手当への反映を行う予定。

(2) 退職手当（平成27年4月1日現在）

			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	48.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置		
(退職時特別昇給 なし2%～20%加算)			(割増率 2%～45%)		
1人当たり平均支給額 9,914千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		587 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 （26年度決算）		586,608 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
みやこ町（行政職給料表（一）の適用を受ける職員）	2%	181人	0%
みやこ町（医療職給料表（一）の適用を受ける職員）	11%	1人	0%
福岡市（人事交流）	4.75%	0人	0%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）		100.2% (98.2%)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		24千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		24,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		0.5%		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染所防疫作業に従事する職員	感染所防疫作業及び予防作業	0千円	ペスト、コレラ、痘瘡の防疫作業 1日 1,500円 ペスト、コレラ、痘瘡を除く法定感染症の防疫作業 1日 1,000円 その他感染防疫及び予防作業 1日 500円
行旅病人及び行旅死亡人取扱法により従事する職員の特殊勤務手当	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第2条及び第8条の規定により従事する職員	行旅病人の救護及び行旅死亡人の死体の処理業務	0千円	行旅病人 1件 1,000円 行旅死亡人 1件 1,500円
へき地診療所の業務に従事する職員の特殊勤務手当	みやこ町へき地診療所に勤務する医師	エックス線その他放射線を人体に対して照射する業務	24,000円	1箇月 2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成26年決算）	44,601千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	245千円
支給実績（平成25年決算）	40,552千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	231千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象

とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国 の 制 度 と 異 同	国 の 制 度 と 異 な る 内 容	支 給 実 績 (平成 26 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 26 年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 13,000円 ・ 配偶者以外 ・ 1人につき 6,500円 ・ 1人 (配偶者なし) 11,000円 ・ 16歳になる年度初めから22歳 になった年度末までの子の加算 5,000円	同	無	25,920千円	229,382円
住居手当	自らが居住するための住宅を 借り受け現に当該住宅に居住 し、月額12,000円を超える家賃 を支払っている職員 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃23,000円以下 家賃額－12,000円 ・ 家賃23,000円を超え55,000円 未満 (家賃－23,000円) × 1/2+11,000円 ・ 家賃55,000円以上 27,000円 	同	無	25,242千円	883,457円
通勤手当	ア) 通勤のための交通機関等の 利用を常例とする職員、運賃 等の負担を常例とする職員、 徒歩により通勤するものとし た場合の通勤距離が片道 2km以上であること、運賃 相当額が55,000円以下につ いては運賃相当額 イ) 通勤のための自動車等の使 用等を常例とすること、徒歩に より通勤するものとした場合の 通勤距離が片道2km以上である こと 5km未満 2,000円 5～10km 4,200円 10～15km 7,100円 15～20km 10,000円 20～25km 12,900円 25～30km 円 15,800円	同	無	9,118千円	56,984円

	30～35 k m 円 18,700 円 35～40 k m 円 21,600 円 40～45 k m 円 24,400 円 45～50 k m 円 26,200 円 50～55 k m 円 28,000 円 55～60 k m 円 29,800 円 60 k m 31,600 円				
管理職手当	職名 支給割合 課長・局長 11/100 参事 10/100 課長補佐・保育所長 9/100	異	支給率	18,806千円	494,897円
休日勤務手当	休日における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給される。	同	無	0千円	0円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日等に勤務した場合 勤務1回につき4,000円 6時間を越える場合は、勤務1回につき6,000円	同	無	56千円	56,000円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき給料の月額に12を乗じその額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除した額の100分の25を支給。	同	無	849千円	15,727円
宿直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ア) 日直 ・全日勤務 午前8時30分から午後5時まで 5,000円(年末年始は1,000円増) ・半日勤務 午前8時30分から午後0時15分まで又は午後0時15分から午後5時まで 2,500円 イ) 宿直 午後5時から翌日午前8時30分まで 3,000円	異	支給区分、支給額	0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	786,000円 ()	(参考) 類似団体における最高/最低額 920,000円/333,000円	
	副 市 町 村 長	620,000円 ()	760,000円/422,200円	
報 酬	議 長	328,000円 ()	499,000円/227,000円	
	副 議 長	273,000円 ()	430,000円/182,000円	
	議 員	246,000円 ()	400,000円/157,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(平成26年度支給割合) 2.6月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成26年度支給割合) 2.6月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		786,000円×在職年数×510/100=16,034,400 620,000円×在職年数×300/100=7,440,000		任期毎 任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

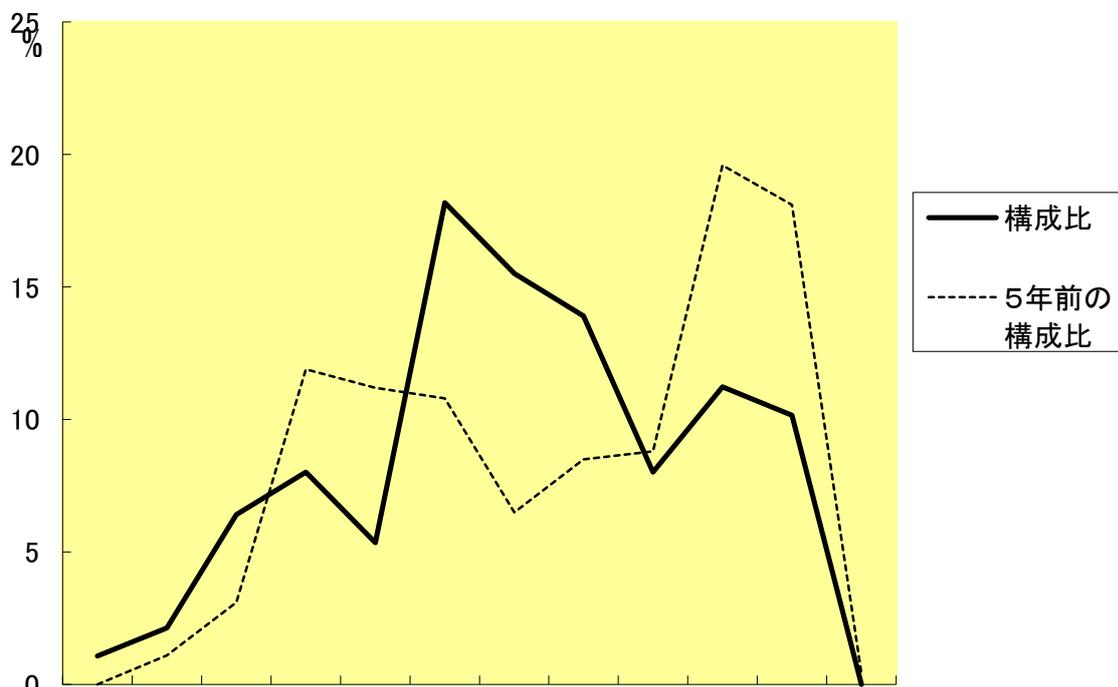
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成26年	平成27年			
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議会	3	2	1	退職者未補充
		総務	56	53	3	退職者未補充
		税務	18	17	1	人員削減
		民生	23	24	▲ 1	育児休暇職員の復帰
		衛生	13	14	▲ 1	心療所スタッフの充実
		農林水産	12	11	1	退職者の未補充
		商工	2	2	0	
		土木	17	17	0	
	計	144	140	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 66.63人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 51.90人)	
	教育部門	24	23	1	機構改革による職員減	
	消防部門	0	0	0		
小計	168	163	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 77.57人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 67.07人)		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水道	5	5	0		
	下水	6	6	0		
	その他	13	13	0		
	公営企業等会計 部門計	24	24	0		
総 合 計	192 [217]	187 [217]	5 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 89.00人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以 上	計
職員数	人 2	人 4	人 12	人 15	人 10	人 34	人 29	人 26	人 15	人 21	人 19	人 0	人 187

(3) 職員数の推移

(単位 : 人・%)

部門別 \ 年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	170	167	160	153	144	140	▲ 30 (▲21.3%)
教育	23	22	21	23	24	23	0 (▲42.5%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 ()
普通会計計	193	189	181	176	168	163	▲ 30 (▲24.6%)
公営企業等会計計	25	24	25	25	24	24	▲ 1 (+ 4.2%)
総合計	218	213	206	201	192	187	▲ 31 (▲22.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成25年度の総費用 に占める職員給与費 比率
平成26 年度	千円 428,932	千円 10,209	千円 37,055	% 8.63	% 6.98

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 0 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団 体平均一人 当たり給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成26 年度	人 5	千円 20,186	千円 2,406	千円 7,302	千円 30,352	千円 6,070	千円 6,219

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

6級55歳以上の者については、1.5%の給料カットを実施。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
みやこ町	43.2歳	341,360円	393,760円
団体平均	44.9歳	348,021円	517,229円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

みやこ町	みやこ町 (一般行政職)
1人当たり平均支給額 (平成26年度) 1,552 千円	1人当たり平均支給額 (平成26年度) 1,457 千円
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5% ~ 15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5% ~ 15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

みやこ町			みやこ町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	48.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	48.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例加算 （退職時特別昇給 なし 2%～20% 加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例加算 （退職時特別昇給 なし 2%～20% 加算）		
1人当たり平均支給額 0千円			1人当たり平均支給額 9,914千円		

（注）退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 26 年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績（26年度決算）		0千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 （26年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象 職員数	一般行政職の制 度（支給率）
みやこ町（行政職給料表 （一）の適用を受ける職員）	2 %	5人	2 %
みやこ町（医療職給料表 （一）の適用を受ける職員）	11%	0人	11%
福岡市（人事交流）	4.75%	0人	4.75%

エ 特殊勤務手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績（25年度決算）		0 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額 （25年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 （25年度）		0 %		
手当の種類（手当数）		0		
手当の名称	主な支給 対象職員	主な支給 対象業務	支給実績 （26年度決算）	左記職員に対す る 支給単価
定められた手 当なし				

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成26年決算）	254 千円
職員1人当たり平均支給年額 （平成26年度決算）	51 千円
支給実績（平成25年決算）	684 千円
職員1人当たり平均支給年額 （平成25年度決算）	137 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との異同	一般行政職と異なる内容	支給実績（平成26年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 ・1人につき 6,500円 ・1人（配偶者なし） 11,000円 <ul style="list-style-type: none"> ・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,000円	同	無	850千円	212,375円
住居手当	自らが居住するための住宅を借り受け現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 <ul style="list-style-type: none"> ・家賃23,000円以下 家賃額－12,000円 ・家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃－23,000円) × 1/2 + 11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円	同	無	27千円	27,000円
通勤手当	ア) 通勤のための交通機関等の利用を常例とする職員、運賃等の負担を常例とする職員、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること、運賃相当額が55,000円以下については運賃相当額 イ) 通勤のための自動車等の使用等を常例とすること、徒歩により通勤する	同	無	426千円	71,000円

	<p>ものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること</p> <p>5 k m未満 2,000 円 5～10 k m 4,200 円 10～15 k m 7,100 円 15～20 k m 10,000 円 20～25 k m 12,900 円 25～30 k m 円 15,800 円 30～35 k m 円 18,700 円 35～40 k m 円 21,600 円 40～45 k m 円 24,400 円 45～50 k m 円 26,200 円 50～55 k m 円 28,000 円 55～60 k m 円 29,800 円 60 k m 31,600 円</p>				
管理職手当	<p>職名 支給割合</p> <p>課長・局長 11/100</p> <p>参事 10/100</p> <p>課長補佐・保育所長 9/100</p>	同	無	981千円	490,698円
休日勤務手当	<p>休日における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給される。</p>	同	無	0千円	0円
管理職員特別勤務手当	<p>管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日等に勤務した場合</p> <p>勤務1回につき4,000円</p> <p>6時間を越える場合は、勤務1回につき6,000円</p>	同	無	0千円	0円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき給料の月額に12を乗じその額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除した額の100分の25を支給。</p>	同	無	59千円	19,797円

宿直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ア) 日直 ・全日勤務 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 5,000 円 (年末年始は 1,000 円増) ・半日勤務 午前 8 時 30 分から午後 0 時 15 分まで又は午後 0 時 15 分から午後 5 時まで 2,500 円 イ) 宿直 午後 5 時から翌日午前 8 時 30 分まで 3,000 円	同	無	0千円	0円
------	--	---	---	-----	----